

[障害学生支援に関する基本方針]

1. 基本姿勢

青森中央短期大学（以下、本学という）は、建学の精神である「愛あれ、知恵あれ、真実あれ」を基に、豊かな人間性・幅広い教養・高潔なる品性を基礎に高い専門能力と技能をつけて、主体的に生きる人間の育成を行っています。

本学の社会的使命は、この精神に沿った教育の実践であり、その教育理念である、価値観の多様性を理解する「豊かな人間性」と自立して生きていくために必要な「実学」を身につけること、これは即ち、そこに学ぶ学生の多様性を理解し受け入れる十分な環境を備え、それぞれにあった柔軟且つ真摯な教育を実践することにより成しえるものであります。

本学は、この基本方針ならびに「障害者基本法」「障害者差別解消法」等の関係法令に即した教育を実践し、「豊かな人間性・幅広い教養・高潔なる品性を基礎に高い専門能力と技能を身につけて、主体的に生きる人材」を育てていきます。

2. 障害のある学生への対応指針

- (1) 本学は障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害学生支援を推進するための具体的方策を講じます。
- (2) 本学は、当該部局において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することがないよう、学習支援センターが提案した具体的支援策を検討し、実施に努めます。
- (3) 教職員は、当該部局において障害のある学生に対し、不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学習支援センターが定めた具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めます。

[大学構内のバリアフリー化への取り組み]

- ・ 障害者用トイレ（一部建築物を除く）
- ・ 車椅子用スロープ（全建築物に設置）
- ・ 階段手すりの設置（一部建築物を除く）
- ・ 車椅子用の階段昇降車の導入と、操作の安全運転講習実施（令和2年度予定）

[学生に対する支援内容・支援体制・支援事例]

1. 支援内容

入学前に何らかの疾病または障害を有する志願者に対する「健康面及び修学面に関する調査」を実施し、入学後の健康面及び修学面における支援または特別な支援（合理的配慮）の要望を受

け付けています。

支援の内容や方法は、支援を要望する学生のそれぞれの状況に合わせた最適解を、学生・保護者との面談を経て協議し決定しています。

2. 支援体制

志願者または入学者より出された支援の希望内容は、学習支援センターおよび学部学科等の関係する全部局においてその対応を練り支援策を決定し、支援を希望する学生またはその保護者による了承をもって必要な範囲において情報が共有されると共に、支援または配慮が実行されています。

3. 支援事例

期末試験における別室受験の実施、障害に配慮した座席の指定 など。